

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

「九十九里ホーム 定期巡回・随時対応シオン」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人九十九里ホームが開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所「定期巡回・随時対応シオン」(以下「事業所」という。)が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、又は計画作成責任者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、匝瑳市、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 九十九里ホーム 定期巡回・随時対応シオン
- (2) 所在地 匝瑳市飯倉 97-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) オペレーター 1名以上
オペレーターは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等から通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。また、訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するオペレーションサービスを提供する。
- (3) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 1名以上
定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回して定期巡回サービスを提供する。
- (4) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 1名以上
随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、オペレーターによる訪問の要否等の判断に基づ

き、利用者の居宅を訪問して随時訪問サービスを提供する。

- (5) 計画作成責任者 1名以上

計画作成責任者は、同条(2)から(4)までの従業者から選任されたものが担当し、看護職員が行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) オペレーションサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等の判断を行う。

- (2) 定期巡回サービス

訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

- (3) 随時訪問サービス

オペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

- (4) 訪問看護サービス

連携先の訪問看護事業所の看護師等が、定期的に又はオペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり350円を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。
- 4 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊栄地区、飯倉台ニュータウン、須賀地区とする。尚、当初はサービス付き高齢者向け住宅聖アンナ館の入居者から対応する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第10条 利用者から合鍵を預かる場合には、具体的な管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を交付する。

- 2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫で厳重に管理する。
- 3 万が一、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ報告し、警察への届出等必要な措置を行うとともに、事業所の負担により、速やかに新しい鍵に取り替える。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 すべての介護従事者(介護福祉士、介護保険法第8条第2項で定める者等の資格を有する者その他それに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人九十九里ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 設備等の衛生管理に努め、または、衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生又は食中毒については、まん延しないように必要な措置を講じる。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために研修及び感染症のみ訓練を定期的に実施する。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体拘束等を行う際の手続き)

第14条 「緊急やむを得ない場合」の対応とは、「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。

- 1 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、全体としての判断が行われるように、「身体拘束廃止委員会」において事前に手続きを定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する態勢を原則とする。
- 2 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。その際には、管理者、その他現場の責任者から説明を行う等、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束について全体としての考え方を利用者や家族に説明してある場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
- 3 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 4 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 5 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する態勢を整備する。
- 6 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 7 措置を適切に実施するための担当者の設置。

(ハラスメント)

第15条 当事業所の職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

当施設の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でとる行為またそれ SNS 等に掲載すること。

ハラスメントなどの行為により健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

(業務継続計画)

第16条 感染症や非常災害の発生において、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため非常時の対策で早期の業務再開を図るための事業継続計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 従業者に対し、周知徹底を図るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画を行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、消火設備その他の非常開催に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性を踏まえ、入所者の安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定する。

- 2 前項の計画に基づき、非常災害時の関係への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者に周知する。
- 3 非常災害に備えるため、避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を年3回以上実施する。
- 4 第1項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。